

議案第 6 号

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部改正について

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 1 5 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例（令和 2 年霧島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が改正され、同法附則第 1 条の 2 が削られることに伴い、当該条項を引用している本条例の所要の改正をしようとするものである。